

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	智頭町
管理者名	国民健康保険智頭病院 院長 森下 嗣威
電話番号	0858-75-3211

2. 事業所の概要 ((介護予防) 通所リハビリテーション事業所についてのご説明)

事業所の名称	国民健康保険智頭病院 (介護予防) 通所リハビリテーション室
介護保険事業所番号	第 3111210021 号
所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1875 番地
電話番号	0858-75-3211
建物及び居室	専有スペース (86.66 m ²)

3. 事業の目的・運営方針

国民健康保険智頭病院通所リハビリテーション事業運営規程に則ります。

4. 事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職 種	人 員
医師	1 名 (常勤兼務)
理学療法士 又は作業療法士	1 名以上
看護師	1 名以上
介護福祉士	1 名以上

5. 利用定員

(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は、25名以内と定めています。

6. 営業日及び営業時間

営業日	祝日を含む月～金曜日	休業日	土、日曜日、12月31日～1月3日
営業時間	8時15分～17時00分（サービス提供時間 9時30分～16時00分）		

7. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

8. 利用料金

【介護予防通所リハビリテーションの場合】

(1) -1：要支援1・2の場合の介護保険該当利用料／1月につき

介護度	単 位	利用料金（1割負担）	利用料金（2割負担）	利用料金（3割負担）
要支援1	2268単位	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4228単位	4,228円	8,456円	12,684円

加算／1月につき

加算項目	単 位	利用料金 （1割負担）	利用料金 （2割負担）	利用料金 （3割負担）
運動器機能向上加算	225単位	225円	450円	675円
栄養改善加算	200単位	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき）	5単位	5円	10円	15円
口腔機能向上加算	150単位	150円	300円	450円
一体的サービス提供加算	480単位	480円	960円	1,440円
退院時共同指導加算（退院時1回）	600単位	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）				
要支援1	88単位	88円	176円	246円
要支援2	176単位	176円	352円	528円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	総単位数の1000分の111			

【通所リハビリテーションの場合】

(1) - 2 : 要介護 1 ～ 5 の場合の介護保険該当利用料 / 1 日につき

介護度	所要時間 1 時間 以上 2 時間 未満の場合			
	単 位	利用料金（1 割負担）	利用料金（2 割負担）	利用料金（3 割負担）
1	369 単位	369 円	738 円	1,107 円
2	398 単位	398 円	796 円	1,194 円
3	429 単位	429 円	858 円	1,287 円
4	458 単位	458 円	916 円	1,374 円
5	491 単位	491 円	982 円	1,473 円

介護度	所要時間 2 時間 以上 3 時間 未満の場合			
	単 位	利用料金（1 割負担）	利用料金（2 割負担）	利用料金（3 割負担）
1	383 単位	383 円	766 円	1,149 円
2	439 単位	439 円	878 円	1,317 円
3	498 単位	498 円	996 円	1,494 円
4	555 単位	555 円	1,110 円	1,665 円
5	612 単位	612 円	1,224 円	1,836 円

介護度	所要時間 3 時間 以上 4 時間 未満の場合			
	単 位	利用料金（1 割負担）	利用料金（2 割負担）	利用料金（3 割負担）
1	486 単位	486 円	972 円	1,458 円
2	565 単位	565 円	1,130 円	1,695 円
3	643 単位	643 円	1,286 円	1,929 円
4	743 単位	743 円	1,486 円	2,229 円
5	842 単位	842 円	1,684 円	2,526 円

介護度	所要時間 4 時間 以上 5 時間 未満の場合			
	単 位	利用料金（1 割負担）	利用料金（2 割負担）	利用料金（3 割負担）
1	553 単位	553 円	1,106 円	1,659 円
2	642 単位	642 円	1,284 円	1,926 円
3	730 単位	730 円	1,460 円	2,190 円
4	844 単位	844 円	1,688 円	2,532 円
5	957 単位	957 円	1,914 円	2,871 円

介護度	所要時間 5 時間 以上 6 時間 未満の場合			
	単 位	利用料金（1 割負担）	利用料金（2 割負担）	利用料金（3 割負担）
1	622 単位	622 円	1,244 円	1,866 円
2	738 単位	738 円	1,476 円	2,214 円
3	852 単位	852 円	1,704 円	2,556 円
4	987 単位	987 円	1,974 円	2,961 円
5	1120 単位	1,120 円	2,240 円	3,360 円

介護度	所要時間 6 時間 以上 7 時間 未満の場合			
	単 位	利用料金（1 割負担）	利用料金（2 割負担）	利用料金（3 割負担）
1	715 単位	715 円	1,430 円	2,145 円
2	850 単位	850 円	1,700 円	2,550 円
3	981 単位	981 円	1,962 円	2,943 円
4	1137 単位	1,137 円	2,274 円	3,411 円
5	1290 単位	1,290 円	2,580 円	3,870 円

加算 等 / 1 回につき（該当者）

加算項目	単 位	利用料金 (1 割負担)	利用料金 (2 割負担)	利用料金 (3 割負担)
------	-----	-----------------	-----------------	-----------------

栄養改善加算（1月に2回）	200 単位	200 円	400 円	600 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月に2回）	150 単位	150 円	300 円	450 円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位	5 円	10 円	15 円
入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位	40 円	80 円	120 円
入浴介助加算（Ⅱ）	60 単位	60 円	120 円	180 円
中重度者ケア体制管理加算	20 単位	20 円	40 円	60 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	22 円	44 円	66 円
退院時共同指導加算（退院時1回）	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
短期集中個別リハビリテーション実施加算 （退院日または認定日から3月以内）（1日あたり）	110 単位	110 円	220 円	330 円
送迎減算 （事業所が送迎を行わない場合、片道につき）	△47 単位	－47 円	－94 円	－141 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	総単位数の1000分の111			

※提供サービスの介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

(2) 食材料費 実費 600 円

(3) レクリエーション費 50 円（1回の利用につき）

(4) 通常のサービス実施地域 智頭町及び近隣の市町村

9.（介護予防）通所リハビリテーションサービス

- (1) 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、ご希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- (2) この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- (3) このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (4) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

- (5) サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
- (6) 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、介護職員、理学療法士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。
- (7) このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10. 非常災害対策

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため任務を遂行します。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (6) 防火管理者 ほのぼの防災計画に定めるものとします。

11. 業務継続計画

災害等に対し業務継続計画を策定し、事業継続を推進します。

- (1) 事業に関わる人の安全を確保します。
- (2) 業務の早期復旧を図ります。
- (3) 利用者、地域住民の安全を守るための支援を行います。

12. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待等の防止のための従業に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (4) サービス提供中に、従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13. 感染防止

感染を防止するために次の措置を講じます。

- (1) 感染防止のための従業者に対する研修を実施します。
- (2) 感染防止のための体制を整備します。
- (3) 事業所内の衛生管理に努め、感染症まん延防止に努めます。
- (4) 感染が発生した場合は、感染防止対策を行い拡大を防ぎます。

14. 身体拘束

利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、記録し、内容・目的・理由等、説明します。

15. ハラスメント防止

「智頭病院職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」に準じます。

16. 事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設（連携）医療機関への受診等の必要な措置を講じ、ご家族、市町村、居宅介護支援事業者へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故については、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

17. 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- (1) 喫煙について、敷地内禁煙とします。
- (2) 火気の手扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- (3) 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- (4) 金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とします。
- (5) 他利用者への迷惑行為は禁止です。
- (6) 食べ物・飲み物何れも原則として持ち込み禁止です。

(7) カッター、ナイフ、爪切り等の刃物も持ち込み禁止です。

18. 苦情相談窓口

利用者相談窓口	利用時間 平日 8 時 15 分～17 時 電話 0858-75-3211（代） 担当者 智頭病院地域医療連携室
智頭町役場 福祉課	利用時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 電話 0858-75-6007 担当部署 智頭町地域包括支援センター
鳥取県国民健康保険団体連合会	利用時間 平日 9 時～17 時 電話 0857-20-3680

19. 協力医療機関

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関名	
	所在地	
	電話番号	

※かかりつけ医のない方または他院通院中の方については、利用開始前に（介護予防）通所リハビリテーションの利用が可能であるかどうかを判断するため、当院を受診していただきます。他院通院中の方は、かかりつけ医より診療情報提供書を受け取り、当院受診時に提出してください。

20. 緊急連絡先

緊急連絡先 ①	氏名 （続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先 ②	氏名 （続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名押印して1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できる場所での保管をお願いいたします（なお、署名押印は契約書に一括して行います）。